

福岡県ハング・パラグライディング連盟（FHPF）規定

制定 1993 年 1 月

改定 1997 年 1 月

改定 2000 年 1 月

改定 2001 年 2 月

第 1 条（名称）

本連盟は名称を福岡県ハング・パラグライディング連盟と称し、略称を FHPF とする

第 2 条（所在地）

本連盟の所在地は福岡県内に置く

第 3 条（目的）

本連盟は福岡県内のハング及びパラグライダーフライヤーならびにハング及びパラグライディング関係者の意志を統括代表するスポーツ団体として、福岡県のハング及びパラグライディングの健全な発展と普及を図ることを目的とする

第 4 条（代表機関）

- 1 本連盟は福岡県のハング及びパラグライディングに関する全ての統括意志の代表機関とする
- 2 本連盟の代表者を社団法人日本ハンググライディング連盟（以下 JHF ）の正会員として派遣する

第 5 条（事業）

本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う

- 1 福岡県内のハング・パラグライディングの普及及び振興
- 2 福岡県内のエリア管理指導及び諸規定の制定
- 3 各種催事の主催、共催、及び後援
- 4 福岡県内行政当局との連絡、調整
- 5 JHF 各委員会への委員派遣
- 6 JHF 事業への参加、協力
- 7 その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第6条（会員）

本連盟の会員は次の通りとする

- 1 普通会員福岡県内在住のハングまたはパラグライディング活動を行うフライヤー登録の有効者
- 2 賛助会員福岡県連盟の事業を援助する個人又は団体で連盟が別に定める賛助会費を支払ったもの

第7条（会計）

- 1 本連盟の運営費は、社団法人日本ハンググライダー連盟(JHF)の補助金及び、県連諸事業による収入等、または賛助会員の会費、寄付などをもって充てる
- 2 本連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる

第8条（運営及び役員）

- 1 本連盟の運営は、県連に登録した各種団体(フライヤークラブ、スクールなど)の代表者(複数可)ならびに県連運営参加の意思の有る個人等による代表者会(団体代表者会)、により執り行なわれるものとする
- 2 本連盟に次の役員を置く理事長1名、副理事長2名ならびに監事(若干名)
- 3 理事長、監事等役員の選出は団体代表者会にて定める
- 4 役員の任期は一年とするただし再選を妨げない

第9条（理事長、副理事長の職務）

- 1 理事長は福岡県ハング・パラグライダー連盟を代表し統括する

以上